

## 令和2年度北海道一般会計予算

令和2年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,820,093,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		611,555,592
	1 道 民 税	158,722,274
	2 事 業 税	131,122,540
	3 地 方 消 費 税	156,362,640
	4 不 動 産 取 得 税	16,181,551
	5 道 た ば こ 税	7,301,471
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,536,061
	7 軽 油 引 取 税	56,756,699
	8 自 動 車 税	81,402,890
	9 鉱 区 税	33,195
	10 道 固 定 資 産 税	372,269
	11 狩 猟 税	45,036

款	項	金額
	12 核 燃 料 税	899,960
	13 循環資源利用促進税	818,477
	14 旧法による税	529
2 地方消費税清算金		262,447,830
	1 地方消費税清算金	262,447,830
3 地方譲与税		106,146,000
	1 特別法人事業譲与税	92,749,000
	2 地方揮発油譲与税	11,752,000
	3 石油ガス譲与税	546,000
	4 自動車重量譲与税	451,000
	5 森林環境譲与税	460,000
	6 航空機燃料譲与税	188,000
4 地方特例交付金		2,258,000
	1 地方特例交付金	2,258,000

款	項	金 額
5 地 方 交 付 税		609,000,000
	1 地 方 交 付 税	609,000,000
6 交通安全対策特別交付金		1,147,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,147,000
7 分担金及び負担金		17,972,843
	1 分 担 金	2,051,267
	2 負 担 金	15,921,576
8 使用料及び手数料		24,095,336
	1 使 用 料	14,045,480
	2 手 数 料	307,348
	3 証 紙 収 入	9,742,508
9 国庫支出金		340,829,771
	1 国庫負担金	97,520,267
	2 国庫補助金	234,838,432

款	項	金額
	3 委 託 金	8,471,072
10 財 産 収 入		6,529,210
	1 財 産 運 用 収 入	3,390,737
	2 財 産 売 払 収 入	3,138,473
11 寄 附 金		223,312
	1 寄 附 金	223,312
12 繰 入 金		20,330,506
	1 特 別 会 計 繰 入 金	6,667,377
	2 基 金 繰 入 金	13,663,129
13 諸 収 入		151,881,385
	1 延滞金、加算金及び過料等	936,105
	2 預 金 利 子	4,096
	3 貸 付 金 収 入	133,839,406
	4 受 託 事 業 収 入	3,167,342

款	項	金 額
	5 収 益 事 業 収 入	7,668,786
	6 雜 入	6,265,650
14 道 債		665,676,400
	1 道 債	665,676,400
歲 入 合 計		2,820,093,185

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,461,127
	1 議 会 費	3,461,127
2 総 務 費		290,822,461
	1 総 務 管 理 費	85,739,326
	2 徴 税 費	165,774,338
	3 学 事 宗 務 費	32,333,097
	4 防 災 費	2,746,743
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,496,010
	6 危 機 管 理 費	7,079
	7 領 土 復 帰 対 策 費	859,894
	8 会 計 管 理 費	722,784
	9 選 挙 費	180,891
10 人 事 委 員 会 費	327,653	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	634,646
3 總 合 政 策 費		77,349,741
	1 總 合 政 策 管 理 費	4,050,650
	2 空 港 運 營 戰 略 推 進 費	64,586
	3 政 策 費	16,603,561
	4 国 際 交 流 費	439,747
	5 情 報 統 計 費	8,796,942
	6 地 域 創 生 費	2,106,062
	7 地 域 振 興 費	8,742,240
	8 交 通 政 策 費	29,980,867
	9 航 空 費	6,565,086
4 環 境 生 活 費		12,079,653
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,373,797
	2 環 境 政 策 費	2,333,691



款	項	金 額
	3 循環型社会推進費	558,145
	4 気候変動対策費	2,016,187
	5 生物多様性保全費	747,628
	6 道民生活費	420,880
	7 消費者安全費	404,033
	8 文化振興費	979,132
	9 スポーツ振興費	1,135,961
	10 東京オリンピック連携費	490,000
	11 アイヌ政策費	620,199
5 保健福祉費		418,340,558
	1 保健福祉管理費	24,815,315
	2 地域医療費	9,799,173
	3 医務薬務費	2,679,028
	4 地域保健費	10,118,355

款	項	金額
	5 国 保 医 療 費	111,337,529
	6 食 品 衛 生 費	786,841
	7 地 域 福 祉 費	32,692,773
	8 施 設 運 営 指 導 費	5,831,847
	9 障 がい 者 保 健 福 祉 費	72,860,809
	10 高 齢 者 保 健 福 祉 費	77,543,799
	11 子 ども 子 育 て 支 援 費	69,172,989
	12 災 害 救 助 費	702,100
6 経 済 費		126,608,815
	1 経 済 管 理 費	4,067,237
	2 経 済 企 画 費	14,436
	3 食 関 連 産 業 費	190,124
	4 観 光 費	1,278,668
	5 中 小 企 業 費	93,865,576

款	項	金額
	6 国際経済費	108,706
	7 産業振興費	16,449,135
	8 環境・エネルギー費	5,917,536
	9 科学技術振興費	249,567
	10 雇用労政費	702,669
	11 人材育成費	3,339,506
	12 労働委員会費	425,655
7 農政費		131,867,842
	1 農政管理費	8,525,039
	2 食品政策費	2,529,822
	3 農産振興費	12,067,335
	4 畜産振興費	7,110,082
	5 技術普及費	2,601,898
	6 農業経営費	8,150,840

款	項	金額
	7 農地調整費	1,719,798
	8 農村設計費	17,310,140
	9 農業農村整備事業費	56,444,442
	10 農業施設管理費	15,357,536
	11 農村計画費	50,910
8 水産林務費		68,978,755
	1 水産林務管理費	7,350,339
	2 水産経営費	3,375,163
	3 水産振興費	138,418
	4 漁港漁村費	25,888,198
	5 漁業管理費	2,291,114
	6 林業木材費	3,684,984
	7 森林計画費	928,394
	8 森林整備費	10,853,695

款	項	金額
	9 治 山 費	11,015,956
	10 森 林 活 用 費	545,787
	11 道 有 林 費	2,906,707
9 建 設 費		251,457,348
	1 建 設 管 理 費	44,429,076
	2 維 持 管 理 防 災 費	10,316,190
	3 道 路 橋 り ょ う 費	98,164,488
	4 河 川 費	57,013,342
	5 砂 防 海 岸 費	20,983,940
	6 ま ち つ く り 推 進 費	59,813
	7 都 市 環 境 費	8,921,447
	8 公 園 下 水 道 費	5,850,742
	9 建 築 指 導 費	999,035
	10 住 宅 費	38,704

款	項	金額
	11 營繕費	4,680,571
10 警察費		134,983,979
	1 警察管理費	126,952,231
	2 警察活動費	3,564,826
	3 交通安全施設費	4,466,922
11 教育費		392,653,487
	1 教育総務費	23,655,559
	2 小学校費	133,524,548
	3 中学校費	82,480,505
	4 高等学校費	96,079,509
	5 特別支援学校費	52,804,834
	6 学校教育費	1,463,862
	7 社会教育費	1,821,517
	8 保健体育費	823,153

款	項	金額
12 災害復旧費		8,679,786
	1 農地開発施設災害復旧費	230,323
	2 水産林業施設災害復旧費	1,973,686
	3 土木施設災害復旧費	6,475,777
13 公債費		718,619,481
	1 公債費	718,619,481
14 諸支出金		183,990,152
	1 繰出金	31,801,567
	2 諸費	152,188,585
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,820,093,185

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 2 年度解体に係る札幌医科大学の工事請負に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	882, 597
令和 2 年度札幌医科大学が行う教育施設改修事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	55, 401
令和 2 年度建設に係る札幌医科大学附属病院の工事請負に関する債務負担行為	令和 3 年度から令和 5 年度まで	4, 989, 131
令和 2 年度解体に係る北海道議会庁舎の工事請負に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	535, 375
令和 2 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	元金について 3, 478, 000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 2 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	元金について 200, 000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 2 年度北海道消防学校校舎改築整備事業に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	117, 815
令和 2 年度北海道立総合研究機構が行う試験調査船建造事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	1, 276, 620
令和 2 年度総合文書管理システム改修業務の委託に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	52, 415
令和 2 年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	令和 2 年度から令和 3 年度まで	240, 000
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為 (一般第19次分)	令和 2 年度から令和 3 年度まで	700, 000



事 項	期 間	限 度 額
令和2年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和2年度から令和12年度まで	51,000
令和2年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和5年度まで	758,385
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和2年度から令和4年度まで	904,860
令和2年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	1,019,125
令和2年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和6年度まで	1,702
令和2年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和2年度から令和13年度まで	11,111,841
令和2年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和2年度から令和18年度まで	33,349
令和2年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和2年度から令和22年度まで	210,007
令和2年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和2年度から令和17年度まで	92,683
令和2年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和27年度まで	9,443
令和2年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和27年度まで	15,227
令和2年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和2年度から令和13年度まで	13,448
令和2年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和2年度から令和23年度まで	1,284,535
令和2年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和2年度から令和18年度まで	74,100

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	元金について 330,546千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
北海道立道民活動センター舞台設備改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	109,579
渡島合同庁舎非常用電源改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	142,091
上川合同庁舎非常用電源改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	255,272
根室合同庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	98,376
北海道立総合体育センターアリーナ床改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	294,133
北海道立総合体育センター衛生設備改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	51,745
渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	63,205
渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室今金支所長寿命化庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	62,026
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	69,549
計量検定所改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	92,133
北海道立札幌高等技術専門学院屋上防水改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	217,811
北海道立苫小牧高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	96,820

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和2年度から令和6年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 1,637,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道登別港線トンネル工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	1,094,000
道道泊共和線トンネル工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和4年度まで	2,319,000
道道増毛稲田線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	1,288,000
道道増毛稲田線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和4年度まで	2,737,000
道道泊共和線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和2年度から令和4年度まで	1,542,000
令和2年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和2年度から令和26年度まで	776,327
令和2年度解体に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	61,400
令和2年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	元金について 総務費について 11,567,171千

事 項	期 間	限 度 額
		円以内 教育費について 4,961,063千 円以内 の合計額 16,528,234千 円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和2年度における地方債証券の共同発行によって 生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和2年度から令和12年度まで	元金について 1,126,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	10,692,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	626,000	同上	10%以内	同上
私立学校等管理運営対策費	114,000	同上	10%以内	同上
財産管理費	312,000	同上	10%以内	同上
消防力強化対策費	12,000	同上	10%以内	同上
総合防災体制整備費	1,302,000	同上	10%以内	同上
消防学校施設整備費	85,000	同上	10%以内	同上
退職手当	1,000,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	591,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	1,011,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
				必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報ネットワーク施設整備費	1,082,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域総合整備資金貸付事業費	846,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹線鉄道整備事業費	23,065,000	同上	10%以内	同上
直轄空港整備費	1,635,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	299,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域水道対策費	114,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	68,000	同上	10%以内	同上
文化振興費	11,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	202,000	同上	10%以内	同上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,338,000	同上	10%以内	同上
障がい者施設整備費	3,223,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	191,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	10,966,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,498,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	1,498,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	673,000	同上	10%以内	同上
農道整備特別対策事業費	449,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備事業費	243,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良事業費	8,746,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	7,957,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,019,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	506,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上
漁業取締船整備費	1,128,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北の森づくり 専門学院整備費	550,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道事業費	424,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	5,406,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備 特別対策事業費	1,383,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	4,139,400	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	23,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	21,539,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	12,609,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備 特別対策事業費	21,416,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	13,133,000	同上	10%以内	同上



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川改良費	14,500,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時河川整備特別対策事業費	6,922,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	485,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防事業費	1,703,000	同上	10%以内	同上
砂防費	6,672,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	926,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	400,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸事業費	155,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,457,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,025,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,807,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	1,452,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	539,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等営繕費	3,494,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
警察施設整備費	2,528,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	1,361,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	49,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	4,228,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	2,229,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	10,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	73,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	366,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	1,382,000	同上	10%以内	同上
借換債	356,100,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	83,000,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式)	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
調整債	3,400,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合計	665,676,400			

## 令和2年度北海道公債管理特別会計予算

令和2年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,630,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		328,848
	1 財 産 運 用 収 入	328,848
2 繰 入 金		479,301,163
	1 一 般 会 計 繰 入 金	365,942,647
	2 基 金 繰 入 金	113,358,516
歳 入 合 計		479,630,011

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		479,630,011	
	1 公 債 費	479,630,011	
歳 出 合 計			479,630,011

## 令和2年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ489,613,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		150,251,008
	1 負担金	150,251,008
2 国庫支出金		137,760,293
	1 国庫負担金	96,064,748
	2 国庫補助金	41,695,545
3 財産収入		755
	1 財産運用収入	755
4 繰入金		30,443,945
	1 一般会計繰入金	30,443,945
5 繰越金		220,000
	1 繰越金	220,000
6 諸収入		170,937,304



款	項	金 額
	1 貸 付 金 収 入	48,334
	2 雜 入	170,888,970
歲 入	合 計	489,613,305

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 国民健康保険事業費		489,367,924	
	1 国民健康保険事業費	489,367,924	
2 諸 支 出 金		245,381	
	1 繰 出 金	25,381	
	2 諸 費	220,000	
歳 出 合 計		489,613,305	

令和2年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和2年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ966,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		31,267
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,267
2 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
3 諸 収 入		784,801
	1 貸 付 金 収 入	646,426
	2 雑 入	138,375
歳 入 合 計		966,068

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	816,068	
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	816,068	
2	諸 支 出 金	150,000	
	1 繰 出 金	52,000	
	2 諸 費	98,000	
歳 出 合 計			966,068

## 令和2年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

令和2年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,313,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		265,538
	1 一 般 会 計 繰 入 金	265,538
2 繰 越 金		212,495
	1 繰 越 金	212,495
3 諸 収 入		580,352
	1 貸 付 金 収 入	529,147
	2 雑 入	51,205
4 道 債		255,000
	1 道 債	255,000
歳 入 合 計		1,313,385

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		523,043	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	523,043	
2 公 債 費		374,543	
	1 公 債 費	374,543	
3 諸 支 出 金		415,799	
	1 繰 出 金	310,748	
	2 諸 費	105,051	
歳 出 合 計		1,313,385	



第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	255,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 令和2年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和2年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		102,046
	1 財 産 運 用 収 入	46
	2 財 産 売 払 収 入	102,000
2 繰 入 金		1,383
	1 基 金 繰 入 金	1,383
3 諸 収 入		56,931
	1 一 般 会 計 借 入 金	56,931
歳 入 合 計		160,360

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		160,360	
	1 公 債 費	160,360	
歳 出 合 計			160,360

## 令和2年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和2年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		141,347
	1 財 産 運 用 収 入	347
	2 財 産 売 払 収 入	141,000
2 繰 入 金		1,432
	1 基 金 繰 入 金	1,432
3 諸 収 入		40,879
	1 一 般 会 計 借 入 金	40,879
歳 入 合 計		183,658

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		183,658	
	1 公 債 費	183,658	
歳 出 合 計			183,658

## 令和2年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和2年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		11,332
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,332
2 繰 越 金		29,050
	1 繰 越 金	29,050
3 諸 収 入		603,007
	1 貸 付 金 収 入	603,007
歳 入 合 計		643,389

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		11,332	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	11,332	
2 公 債 費		392,377	
	1 公 債 費	392,377	
3 諸 支 出 金		239,680	
	1 繰 出 金	211,192	
	2 諸 費	28,488	
歳 出 合 計		643,389	

## 令和2年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,058
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,058
2 繰 越 金		62,431
	1 繰 越 金	62,431
3 諸 収 入		187,579
	1 貸 付 金 収 入	187,569
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		254,068

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	254,068	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	254,068	
歳 出 合 計			254,068

## 令和2年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ308,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,985
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,985
2 繰 越 金		199,407
	1 繰 越 金	199,407
3 諸 収 入		103,874
	1 貸 付 金 収 入	80,838
	2 雑 入	23,036
歳 入 合 計		308,266

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	306,448	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	306,448	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	1,818	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	1,818	
歳 出 合 計		308,266	



## 令和2年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和2年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,904,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,106,094
	1 使 用 料	5,106,094
2 国庫支出金		3,146,451
	1 国庫補助金	3,146,451
3 繰入金		1,040,442
	1 一般会計繰入金	1,040,442
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1,887,653
	1 一般会計借入金	1,799,364
	2 雑 入	88,289
6 道 債		3,723,500

款	項	金 額
	1 道 債	3,723,500
歲 入	合 計	14,904,240

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,371,833	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,371,833	
2 公 債 費		5,722,183	
	1 公 債 費	5,722,183	
3 諸 支 出 金		810,224	
	1 繰 出 金	810,214	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		14,904,240	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和2年度から令和3年度まで	3,120,000

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,687,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	36,500	同上	10%以内	同上
合計	3,723,500			

## 令和2年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和2年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,891,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		43,891,539
	1 一 般 会 計 借 入 金	22,193,000
	2 貸 付 金 収 入	21,698,539
歳 入	合 計	43,891,539



歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	22,193,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	22,193,000
2	公 債 費	21,698,539	
	1	公 債 費	21,698,539
歳 出 合 計		43,891,539	

## 令和2年度北海道地方競馬特別会計予算

令和2年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,765,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,828
	1 手 数 料	5,828
2 財 産 収 入		658
	1 財 産 運 用 収 入	658
3 寄 附 金		46,000
	1 寄 附 金	46,000
4 諸 収 入		36,712,911
	1 収 益 事 業 収 入	33,449,479
	2 雑 収 入	3,263,432
歳 入 合 計		36,765,397

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		36,761,310	
	1 競 馬 総 務 費	21,868	
	2 競 馬 開 催 費	36,739,442	
2 諸 支 出 金		4,087	
	1 繰 出 金	4,087	
歳 出 合 計		36,765,397	

## 令和2年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	1,776,716	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	4,868	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	450,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	937,133 千円
第1項	営業収益	354,753 千円
第2項	営業外収益	577,486 千円
第3項	特別利益	4,894 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,141,513 千円
第1項	営業費用	963,648 千円
第2項	営業外費用	177,865 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,242千円は、当年度分損益勘定留保資金38,976千円、当年度資本的収支調整額11,166千円及び引継金100千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	780,750 千円
第1項 企 業 債	487,600 千円
第2項 補 助 金	100,000 千円
第3項 他会計からの長期借入金	193,150 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	830,992 千円
第1項 建 設 改 良 費	472,000 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	356,840 千円
第3項 長 期 借 入 償 還 金	2,142 千円
第4項 返 還 金	10 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ13,460千円及び387,732千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度公共下水道事業に関する債務負担行為	令和2年度から 令和3年度まで	千円 591,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特定公共下水道費	千円 372,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	55,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
資本費平準化債	60,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

## 令和2年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	459,000 千円
石狩川流域下水道改修事業	460,000 千円
函館湾流域下水道改修事業	840,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,606,258 千円
第1項 営業外収益	4,606,258 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,824,153 千円
第1項 営業費用	4,533,811 千円
第2項 営業外費用	262,731 千円
第3項 特別損失	27,611 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額892,805千円は、当年度分損益勘定留保資金892,705千円及び引継金100千円で補填するものとする。）。



収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,682,999 千円
第1項 企 業 債	1,231,000 千円
第2項 補 助 金	979,700 千円
第3項 負 担 金	472,299 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,575,804 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,853,600 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,722,194 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債務として整理する未払金の金額は、1,453,449千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和2年度から 令和3年度まで	千円 600,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 436,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	408,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
資本費平準化債	387,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

## 令和2年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 289,982,400 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

清水沢発電所改修事業 4,012,476 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	5,055,198 千円
第1項 営業収益	4,911,713 千円
第2項 財務収益	2,070 千円
第3項 営業外収益	141,415 千円

支 出	
第1款 電気事業費用	2,707,791 千円
第1項 営業費用	2,571,088 千円
第2項 財務費用	96,634 千円
第3項 営業外費用	35,395 千円
第4項 特別損失	4,674 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,370,279千円は、減債積立金790,331千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金1,230,722千円及び当年度資本的収支調整額349,226千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的 収 入	3,916,737 千円
第1項 企 業 債	3,900,000 千円
第2項 負 担 金	537 千円
第3項 長期貸付金償還金	16,200 千円

支 出

第1款 資本的 支 出	6,287,016 千円
第1項 建 設 改 良 費	4,443,192 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	790,331 千円
第3項 繰 出 金	1,053,493 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度ポンテシオ発電所改修事業に関する債務負担行為	令和2年度から 令和3年度まで	千円 605,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清水沢発電所改修事業	千円 3,900,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 732,646 千円 |
| (2) 交 際 費     | 120 千円     |

## 令和2年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	75	箇所
(2) 年間総給水量	87,747,728	立方メートル
(3) 一日平均給水量	241,065	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	156,473	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	209,986	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	965,102	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	30,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から87,820千円借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,167,740	千円
第1項 営業収益	1,905,508	千円
第2項 営業外収益	262,232	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,142,154	千円
第1項 営業費用	2,010,071	千円
第2項 営業外費用	132,076	千円
第3項 特別損失	7	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,744千円は、過年度分損益勘定留保資金326,780千円、当年度分損益勘定留保資金546,452千円及び当年度資本的収支調整額119,512千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,494,619 千円
第1項 企業債	874,000 千円
第2項 補助金	420,870 千円
第3項 他会計からの出資金	148,803 千円
第4項 他会計からの長期借入金	50,946 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,487,363 千円
第1項 建設改良費	1,417,502 千円
第2項 企業債償還金	1,002,790 千円
第3項 長期借入償還金	67,071 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道 改修事業	千円 172,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区 工業用水道 改修事業	675,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上
石狩湾新港地域 工業用水道 改修事業	27,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 337,482 千円

(2) 交際費 80 千円



## 令和2年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	137,863 人
外 来	234,022 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	378 人
外 来	963 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,617,550 千円
第1項 医業収益	7,465,701 千円
第2項 医業外収益	9,134,020 千円
第3項 特別利益	17,829 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	16,916,796 千円
第1項 医業費用	14,461,165 千円
第2項 医業外費用	2,379,860 千円
第3項 特別損失	75,771 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額551,978千円は、当年度分損益勘定留保資金551,978千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,948,906 千円
第1項 企業債	986,000 千円
第2項 補助金	350 千円
第3項 他会計負担金	962,556 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,500,884 千円
第1項 建設改良費	1,012,329 千円
第2項 企業債償還金	1,488,555 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 986,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 8,643,183 千円 |
| (2) 交際費   | 400 千円       |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,516,971千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	1台